

高砂市立小中学校タブレット端末導入仕様書

1 業務名

高砂市立小中学校タブレット端末導入業務

2 納入場所

高砂市立の全ての小学校及び中学校

3 品名及び数量

タブレット端末 教職員用360台

児童生徒用7,187台

※タブレット端末は、LTE通信に必要なSIM等をセットし、フィルタリングを施して、インターネットに接続できる状態で納入すること。
機種は、全て同一のものとすること。

4 仕様

(1) タブレット端末 (同等可) (納入期限：令和2年12月28日)

	項目	仕様
本体	OS	Google Chrome OS
	CPU	Intel Celeron 同等以上 2016年8月以降に製品化されたもの
	ストレージ	32GB以上
	データ通信方式	LTE通信に対応していること。 (本体内蔵が望ましい)
	液晶ディスプレイ	・9インチから14インチまで ・タッチパネル対応 ・キズ防止効果のある液晶保護フィルムを装着すること。
	キーボード	Bluetooth接続でない日本語JISキーボード
	Bluetooth	バージョン4.2以上
	カメラ機能	インカメラ・アウトカメラ
	音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子 1以上 (同等可)
	外部接続端子	USB3.0以上 1以上 (同等可)
	バッテリー	8時間以上
	重さ	1.5kg未満
その他	・全てのタブレット端末に充電アダプタ及び充電ケーブルを付属させること。	

		<ul style="list-style-type: none"> ・アプリケーションソフト等のアップデートは、自動ではなく、教育委員会が定める管理者（以下「管理者」という。）の指示で実施すること。 ・物理的破損の対策が講じられていること。
	利用制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者以外の利用者によるタブレット端末等の設定変更及び初期化 ・管理者以外の利用者によるアプリケーションソフトのインストール及び削除 ・児童生徒によるコンテンツ等の購入 ・有害なインターネットWEBサイト閲覧 ・SNS投稿サイトの利用 ・使用を許可されていない者のタブレット端末の利用
	端末本体のセキュリティ	<p>タブレット端末本体について、データの漏えい・改ざん防止策、外部からの不正侵入防止策等を講じること。</p>

(2) 通信回線（令和3年1月から運用開始）

項 目		仕 様
機 能	種 類	L T T E回線（地域BWA回線を含む。）/4 G通信以上
	速 度	タブレット端末を利用した授業等を恒常的に実施するために十分な通信速度（上り10Mbps以上、下り10Mbps以上）
	通信容量	<p>動画コンテンツを含めた教育コンテンツが利用できるようにするため、通信容量制限は、1箇月当たり30GB以上又は無制限とすること。</p> <p>※容量を超えた場合も定額とすること。</p>
	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・G I G Aスクール用タブレット端末向けの専用回線であること。 ・有害サイトへのブロックやアクセス制限等のフィルタリング機能を提供すること。
管理・運用		<ul style="list-style-type: none"> ・S I M初期設定後、タブレット端末番号、S I M番号及び固定I Pアドレス等のデータを一覧表にして提供すること。 ・教育委員会に対して、必要に応じてG I G Aスクール用タブレット端末ごとに通信状況を報告できること。 ・タブレット端末を利用する場所（学校、家庭）において、通信回線が利用不能又は不安定であることによりタブレット端末の利用に生じる不具合に対して、講じることができる電波改善策を提案し、実施すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末からのインターネット接続を禁止し、又は制限できる機能があること。 ・情報漏えい防止対策、外部からの不正侵入対策等、多層防御によるセキュリティ対策を講じること。
--	--

(3) キットティング（同等可）（納入期限：令和3年2月28日）

タブレット端末の設定	各タブレット端末のOSを最新バージョンにアップデートすること。	
管理コンソールの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会及び学校の Gsuite Education 取得に向けての教育用アカウントを作成すること。 ・教職員及び児童生徒用 Google アカウントを作成すること。 ・Chrome Education Upgrade License と各タブレット端末をひも付けること。 ・教員用タブレット端末及び児童生徒用タブレット端末の初期設定を教育委員会と協議し、統一したものを設定すること。 ・フィルタリング等の設定を教育委員会と協議し、設定すること。 ・各タブレット端末のOSは、常に最新バージョンに自動更新されるよう設定すること。 ・登録されたタブレット端末を一括管理するシステムを導入すること。 ・教育委員会が指定するソフトウェアについて、各タブレット端末の管理コンソールに登録を行うこと。 ・その他運用開始1年後に設定の見直しの助言を行うこと。 	
その他	受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・PC端末の受入れを実施すること。 ・キットティング前及びキットティング後のタブレット端末は、納入までの期間、事業者が管理し、及び保管すること。
	管理ラベルの貼付	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が指定した管理用ラベルを、タブレット端末本体及び電源アダプタの指定する場所に貼付すること。 ・タブレット端末に貼付する管理用ラベルには、管理番号、機器番号、SIM番号等を記載すること。 ・管理用ラベルを貼付したタブレット端末の管理一覧を提出すること。

運用について	<ul style="list-style-type: none"> ・機器、ネットワークトラブル等に関してヘルプデスクを用意し、対応すること。 ・タブレット端末の故障の際には、センドバック方式により、修理サポートを行うこと。 ・学校における授業支援等のサポートを行うこと。 ・管理者用の研修その他導入されるタブレット端末に関する研修会を行うこと。 ・運用されているシステムのアドバイスや支援を行い、管理運用面の改善を行うこと。
画面保護フィルムの貼付	各タブレット端末のディスプレイに画面保護フィルムを貼付すること。
納入場所	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末の受入れを実施すること。 ・キittingが完了したタブレット端末については、教育委員会が指示した場所に納入すること。
その他	設定情報等をまとめた完成図書を納品すること。

5 その他

- (1) この仕様書に定める業務にかかる経費は、全て契約金額に含まれるものとする。
- (2) 受託者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (3) 契約の履行に当たり、高砂市個人情報保護条例（平成12年高砂市条例第34号）を遵守すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、市と受託者が別途協議の上、決定する。